

総合社会福祉研究

特集／福祉専門職養成をめぐる諸問題

福祉専門職養成をめぐる諸問題

紀要編集委員会41号企画委員

精神科ソーシャルワーカーと精神保健福祉士養成

—新カリキュラムの狙いと、先輩ソーシャルワーカーのねがい—

山本耕平

新システムと保育者養成の現状及び課題

杉山（奥野）隆一・西垣美穂子

介護福祉士養成の課題

堅田知佐

社会福祉士養成をめぐる諸問題

矢部広明

特集2 社会保障と税の一体改革の批判的検証

「社会保障と税の一体改革」は、何を狙っているのか

芝田英昭

消費税と社会保障—消費税増税を許さない

浦野広明

地方財政改革と住民の暮らし

森 裕之

調査報告

東日本大震災で社会福祉労働者が果たした役割と課題

北垣智基

海外福祉情報

キューバ・ハバナにおける障害児教育の実情

黒田 学・小西 豊・荒木穂積

バユス・ユイス・平沼博将・坂井清泰・向井啓二・仲 春奈

韓国における子どもの放課後対策と地域児童センターの現状

南 銀伊

書評

イアン・ファーガスン 著 石倉康次・市井吉興 監訳

ソーシャルワークの復権～新自由主義への挑戦と社会正義の確立～

今村雅夫

現場実践レポート

災害時の知的障害・発達障害のある方への支援を考える

—被災地訪問による補助具や環境づくり支援の経験から—

増澤高志

投稿

研究ノート 地域包括ケアのねらいと具体像に関する一考察

鶴田禎人

研究ノート 韓国における認知症高齢者の家族介護者支援の課題

—家族会と支援政策を中心に—

金 圓景

中国大都市部における介護職養成の現状と課題～大連市の実態調査を通して～

陳 引弟

41

2012.12

総合社会福祉研究

第41号 目次

特集

福祉専門職養成をめぐる諸問題

福祉専門職養成をめぐる諸問題	紀要編集委員会41号企画委員	2
精神科ソーシャルワーカーと精神保健福祉士養成 —新カリキュラムの狙いと、先輩ソーシャルワーカーのねがい—	山本耕平	6
新システムと保育者養成の現状及び課題	杉山（奥野）隆一・西垣美穂子	19
介護福祉士養成の課題	堅田知佐	33
社会福祉士養成をめぐる諸問題	矢部広明	44

特集 2

社会保障と税の一体改革の批判的検証

「社会保障と税の一体改革」は、何を狙っているのか	芝田英昭	54
消費税と社会保障—消費税増税を許さない	浦野広明	64
地方財政改革と住民の暮らし	森 裕之	73

調査 報告

東日本大震災で社会福祉労働者が果たした役割と課題	北垣智基	80
--------------------------	------	----

海外 福祉情報

キューバ・ハバナにおける障害児教育の実情	黒田 学・小西 豊・荒木穂積 バユス・ユイス・平沼博将・坂井清泰・向井啓二・仲 春奈	104
韓国における子どもの放課後対策と地域児童センターの現状	南 銀伊	118

書評

イアン・ファーガスン 著 石倉康次・市井吉興 監訳 ソーシャルワークの復権～新自由主義への挑戦と社会正義の確立～	今村雅夫	127
---	------	-----

現場実践 レポート

災害時の知的障害・発達障害のある方への支援を考える —被災地訪問による補助具や環境づくり支援の経験から—	増澤高志	134
---	------	-----

投稿

研究ノート 地域包括ケアのねらいと具体像に関する一考察	鶴田禎人	147
研究ノート 韓国における認知症高齢者の家族介護者支援の課題 —家族会と支援政策を中心に—	金 圓景	157
中国大都市部における介護職養成の現状と課題 ～大連市の実態調査を通して～	陳 引弟	168

福祉専門職養成を めぐる諸問題

紀要編集委員会41号企画委員

今回の特集では、国の資格要件に沿うだけの専門職養成で良いのか、福祉専門職の資格は、本来どうあるべきか、養成を担う大学教育の裁量権や学問の自由はどうあるべきか、などを本特集企画委員のメンバーで検討を行い、その内容を下記のとおり整理しました。

資格教育が大学生の創造的な学びの場を奪っている

資格取得を優先した社会福祉系大学教育が多様かつ特色ある大学での自由な学び場を奪っている。本来、学生は大学の裁量性による多様な特色、独自性ある教育システムのもとで4年間学ぶことが出来るはずである。しかし、資格取得に偏重した専門職教育という幅の狭さが、社会福祉教育の中身を大学生らしい創造性の育成にむけることを妨げている。果たしてそれが、今現場が求める専門職養成なのかどうかを厳しく問う必要がある。一方で、そうした資格取得に高いハードルを築いておきながら、資格取得者に対して専門労働者として働ける場が制度化されていない状況に置かれていることも看過できない事実である。

社会福祉士の国家資格を導入し20数年を経て、社会的地位を引き上げることに成功したのだろうか。このことは本特集論文で共通のものとして明らかにされている。あらためて資格全般に共通す

る問題点を整理し、分析を深める必要があるであろう。

今、社会保障、社会福祉、そして社会福祉の各領域と関連・隣接領域との連携が求められ、それぞれの分野・領域で非常に問題が質的・量的に深刻化している。当然専門職は以前にも増して専門的な学びが必要になって来ている。

国民生活の深刻化は、様々な社会問題・生活問題を生み出し、様々な対応を必要とする。それをもって、ソーシャルワークを必要とする領域の広がりだとする見方も登場している。

ソーシャルワークのアウトソーシングと社会福祉士資格

なぜこれまで福祉事務所に社会福祉士の必置を義務づけて来なかったのだろうか。基本的に相談援助業務は、福祉事務所のケースワーカーを含めて社会福祉士が担うべきではないか。そのような制度化をとまなわずに育成しているところに根本的な矛盾があるのではないか。

社会福祉基礎構造改革のひとつの柱は、行政機関としての福祉事務所の解体にあった。福祉事務所を解体するとなると当然担っていた機能の受け皿が必要で、その機能を誰がどう担うかという問題と同時に、行政機関としての公的責任はどのように果たされるのかという問題に直面する

確かに福祉事務所については地区の担当者が異動で頻繁に変わるという問題点はあったが、公的な責任の下で相談業務を行ってきた。

相談業務を自治体行政部門からアウトソーシングして、サービスをケアだけに特化するという手法が、それぞれの領域で行われている。つまり社会福祉領域においても、アウトソーシングが十分可能であるという軌道を作り上げてきてしまったのである。この傾向は介護保険領域で始まり、今障害者福祉領域で進められている。そして、今後は生活保護領域や児童福祉領域にまで広がる傾向にある。

社会福祉の民営化は、臨調「行革」路線による福祉改革から一貫して続いており、その流れの中に資格制度が位置づけられ改革を推進する手段として活用されやすい状況に置かれてきたという側面を重視する必要がある。

ソーシャルワークの必要領域は広がっている

今日ではソーシャルワークを必要とする問題や仕事の範囲は広がっている。その背景には貧困の広がりとともに社会問題の重層化が存在している。日本では、福祉事務所や児童相談所をはじめ地域にもソーシャルワーカーが配置され、医療機関にも配置されているところが増えている。また、ようやく学校にスクールソーシャルワーカーが配置されるようになってきた。他方で、人びとが働く事業所でのソーシャルワーカーの配置はなされていない。ヨーロッパでは、企業にソーシャルワーカーが配置されているが、アメリカでは民間サービスが参入している。日本では労働安全衛生委員会のような労使対等の関与がないと労務管理に組み込まれる危険性も高い。日本では生活保護ソーシャルワークのアウトソーシング化が検討されているが、果たしてそれが権利としての社会保障・社会福祉サービスだと言えるだろうか。単なる「専門性の高度化」ではなく、改めてソーシャルワークとは何か、また、ソーシャルワーカーの社会的地位はいかにあるべきかを明

らかにする必要がある。

イギリスでは、専門職養成に当事者参加を取り入れている

イギリスでは「新自由主義政策」の下でのソーシャルワークの変質・解体が進む中で、社会正義に基づいたソーシャルワークの復権が問われている。ばらばらに細分化されたソーシャルワークを復権するのが共通テーマである。そのためのさまざまな努力が重ねられていて、一つは、当事者、対象になる人たちの視点を養成教育に取り入れている。例えばソーシャルワーカーを養成する大学の学生選抜や、コースの計画、教育方法、評価と点検の各レベルに当事者と介護者が参加するシステムを採用しているのである。

日本の福祉系資格制度の再編にあたっては、当事者の立場に立った権利保障の担い手を育てる教育になっているかということは一つのポイントになる。決して一部の官僚や特定の学派の研究者が中心になって考案されるものであってはならない。

専門職の固有性と共同化の必要

今現場で社会福祉従事者に求められている専門的力量とは何か。社会福祉の現場領域では、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護福祉士、介護支援専門員をはじめ、調理師・栄養士、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの多様な国家資格制度がある。介護現場では介護職員に医療的ケアを公的に担わせる制度改正も行われた。福祉現場に関与する多様な専門職の固有の役割を明確にし、いかに共同化を進めていくのか、その整理が必要な段階にきている。

今資格制度の再編が検討されている。「これほど生活課題が多様化・拡大化・複雑化しているから、ソーシャルワークが必要だ」という主張があり、カリキュラムの改定と拡充や認定社会福祉士、認定上級社会福祉士の創設を画策する根拠と

なされている。しかし、現実に行進している事態との乖離や矛盾を指摘しないわけには行かない。要するに、ソーシャルワーカーを国が責任を持つ権利としての福祉の実践現場の担い手であり、知見を持った専門職として育てていくのであるならば、各現場においてソーシャルワーカーが、きわめて部分化された仕事の担い手として活用されている現実との乖離をどう認識するのかが問われなければならないのである。ソーシャルワーカーが担っていた仕事のアウトソーシングが進んでいる事態を放置していくことは、社会福祉の権利性、国が責任を持つ範囲を緩めていくことを容認することに帰着しかねない。こうした実態をどう捉えるのかを抜きにした、専門教育の「高度化」の追究は現場にとって何の意味があるのだろうか。

教育・研究機関としての大学は何を追求するのか

高等教育機関としての大学が専門職の養成を担っているのであれば、大学が社会福祉の教育と研究の統一のために何をどう追求していくのか、福祉の現場との関係で教育・研究機関としてどのような役割を担うのかは生命線とも言える問題である。現在は養成校としての役割は果たしているが、受験者数や、福祉職場への就職指向をもった入学者数が減り、福祉士課程を習得しても福祉現場への就職を選択しない学生が増え、福祉現場へ専門職員を送り出す機能も低下してきている。

学生たちに展望を持って福祉職場に飛び込んでいけるように専門職を養成する大学の機能をもう一度取り戻す必要がある。それは国が示すカリキュラム基準を満たすことだけでは出来ないことは明らかである。学生が4年間の大学生活の全体の中での学びと成長を確かなものとして実感できるようにすること、卒後のフォローアップも担い、卒業生たちを含む現場従事者とともに福祉のあり方を考え調査研究を行うこと、現場従事者が大学院に戻って実践の振り返りと研究の深化を行える場を定着させることも必要であろう。これから社会保障制度や社会福祉サービスを整備しよう

としているアジア諸国からの留学生の需要に対しても、日本の歴史と現状についての批判的な理解ができる場を提供することが求められる。そのような取り組みの中から、資格制度の在り方や歪みを正していけるような力量とネットワークの形成も進むであろう。授業料を取って卒業させるだけで、その後の責任を負わない大学や大学教育に展望は開けないと言わなければならない。

問われる大学の姿勢と課題

最後に今日の情勢で問われる大学の姿勢と課題について提起しておく。一つには養成校の受動性や受験者数の減少を後追いし振り回されている現状をどう克服するかである。何故受験生が減ったのかの根本を問うことになしに、単なる受験動向だけをみて受験生確保の筋を考えるのは、まさに市場に後追いの対応している行為に他ならない。それは、医療系にシフトした方が良いとか、再教育のプログラムを導入すれば需要があるといったことを考え動く傾向に典型的に現れている。多くの大学が同様の判断をすれば、再びそこに供給過剰が発生し、定員割れが起きることは明らかである。民主党政権の田中真紀子文科相が、今年秋に大学認可を一時拒否したのもあながち否定はできない。地に足を付けて、今大学に求められるべきものは何かをしっかりと見据える必要がある。

二つには、福祉現場だけでなく、あらゆる職場が即戦力の人材を求めてきていることである。雇用政策が目先の利益を求める余り、現場で人を育てるシステムが形骸化してきている。職員の力が育たないし、枯渇し、疲労が蓄積していく。これはまさに自滅の道である。果たしてそれで良いのか。人を現場で育てられるシステムの再構築が求められているのである。

三つには、大学は、新卒者にどのような力を付けて送り出すのか。改定(改変)されたカリキュラムが本当に、現場が必要とする戦力を養成するものになっているのか。福祉の仕事は利用者に寄り添いながら利用者の権利を保障する仕事だとい

う視点を据え、集団（チーム）で仕事をする力を付ける。そして、日々の仕事を客観的かつ批判的に見ることが出来る力を付ける。そのことが大事であろう。

四つには、大学は、現任研修（リカレント教育）

の役割を果たすべきではないか。研究者も現場から学ぶという立場で現場の従事者、当事者団体、研究者が同じ目線にたち、その役割を担わないといけないであろう。そうした視点から学校経営、学校運営も含めて考えないといけない。

特集

福祉専門職養成をめぐる諸問題

精神科ソーシャルワーカーと 精神保健福祉士養成

—新カリキュラムの狙いと、先輩ソーシャルワーカーのねがい—

山本 耕 平

はじめに

精神保健福祉士資格は、1997年に成立した精神科ソーシャルワーカーに関する国家資格である。当初、この資格がスペシフィックな資格であるのかそれともゼネリックなものであるのかといった論争があった。しかし、その論争は不十分なまま先に進む社会福祉士・介護福祉士を追うように国家資格化された。

この資格が提案された1997年6月6日の衆議院厚生委員会では、精神保健福祉士の国家資格化は、精神科病院への長期入院を減少させる為の支援を行う為に不可欠になっていることが強調された。また、精神科ソーシャルワーカーの国家資格化により、相談及び援助の業務に従事する者の資質向上や業務の適正化を図ることが可能となると考え提案され制定されたのである。

国家資格化後5年間の経過措置があった。この経過措置は、5年の間に精神科領域で働いてきた事務職員や看護師等の社会福祉学を基礎科学としない者達であっても精神科での臨床経験があれば国家資格を取得することができるとしたものであった。民間医療機関で、既に准看護師や看護助手等さらに事務職員として雇用されていた者を、精神保健福祉士として人事配置させることが可能となるこの経過措置は、医療機関への厚生行政の

政策的「配慮」ともなった。

さて、本稿の目的であるが、まず、第一に、現在の精神保健福祉士養成の哲学や方法、さらには、それらが反映するカリキュラムの検討を行うことにある。その為には、まず、今だからこそ論じておかなければならない精神科ソーシャルワーカー（Psychiatric Social Worker）のあるべき姿について考察しなければならない。なかでも、社会福祉基礎構造改革以降の保健・医療・福祉政策の転換のなかで、精神科ソーシャルワーカーが求められてきた役割につき検討を加え、脱施設化の下での精神保健福祉士養成が、目指すべきソーシャルワーカー養成と成り得ていない事実を批判的に検討しなければならない。

第二に、拡大する精神保健福祉ニーズに十分応えるソーシャルワーカーとしての力は、いかなる力であるのかを考える必要がある。当事者や仲間と共にニーズを発掘し、それを実現する為に必要な諸施策を築きあげる運動の担い手を育てることがソーシャルワーカーに求められる大きな力（筆者は、それを共同実践力として捉える）であると考え、その力を獲得する養成教育をどう展開されるべきかを考え、カリキュラムに反映させる為にはなにが必要かを論じる。

1. 権力と権利の狭間で自己のアイデンティティを探し求めてきた精神科ソーシャルワーカーの歴史

今日の精神保健福祉士を考える上で、精神科ソーシャルワーカーが、当事者の人権を守り社会参加を保障する実践を行う上で、その当時の社会との関わりで自らの職業アイデンティティの獲得に、多くの葛藤をきたしてきた事実を整理しておかなければならない。なお、本稿では、ライシャワー事件以降の事実とソーシャルワーカー・アイデンティティの葛藤について整理することとする。

一つは、その不幸な事件を契機に、保健所が地域精神保健の第一線機関となり、精神衛生相談員と称する行政職が保健所に配属されてきた事実との関係である。

1965年、精神衛生法が改正され、保健所が地域における精神衛生活動の第一線機関として規定された⁽²⁾。そこでは、保健所に配置された精神衛生に関する業務に従事する職員は、精神障害者の早期発見、早期治療の促進および精神障害者の社会適応を援助することを目指した相談および訪問指導を積極的に行うことと、地域住民の精神的健康の保持向上を図る公衆衛生活動を行うことが任務となった。この時点で、保健所に配置された精神衛生相談員（現在は精神保健福祉相談員）の全てが社会福祉学を基礎とする学問をおさめたソーシャルワーカーではなかった。むしろ、保健師が一定の研修を受けた後に精神衛生相談員としての業務を行うことが多かった。なお、現在も、そうした自治体が存在する。

この当時、保健所における精神衛生相談活動の一部は、地方公務員として住民の安全を護ることが重視され、保安処分的な役割を果たすことにあった。精神障害の早期発見、早期治療という大義名分の為に「危険な」精神障害者を病院に隔離することがその任務となっていたのである。筆者が精神衛生相談員となったのは、それから23年後である。この時は、法は精神保健法に変わろう

とする時であったが、前任者の事務職員から「あっせん先の病院はこのリストにあります。この病院はどんな人でも迎えに来てくれます」との業務引き継ぎを受けた。これは、まさに保健所に課せられた権力の行使に関する引き継ぎであった。

1970年代、どんな重度の障害者にも働く権利があることを確信し養護学校卒後の就労権保障運動が進んだ。知的障害者が主となる共同作業所に参加してきた精神障害者やその親が、精神障害者も働く権利があることに気づき、それを主張し地域の作業所職員や住民との連携の下で作業所運動が進んだ。この実践にみた精神科ソーシャルワーカーの姿は、まさに権力を排し、障害者が市民として育つ可能性とその権利を追求するものであった。

1987年に行われた精神衛生法改正（精神保健法となった）は、法目的を「社会復帰の促進」と「福祉の増進」としたが、この目的は政策に十分に反映されず、社会復帰施設も精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設の2類型にとどまった。また、当時、法定化された社会復帰施設は、社会福祉基礎構造改革の一步先を見ていたのか一種社会福祉事業とせず、二種社会福祉事業とした。この為、医療法人が病院敷地内に建設することが可能な回転ドア現象を生み出す土台となった。

この改正は、世界から批判と注目を浴びた宇都宮病院事件が契機となった法改正であった。しかし、精神障害者の不完全な定義や家族の悲願である保護義務者制度の改正は見送られた。また、公衆衛生審議会が厚生大臣に具申した地域保健システムも法改正に反映されなかった。

1995年に精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（精神保健福祉法）となり、法の目的に「自立と社会経済活動への参加の促進」が加えられた。ただ、法改正時に期待された保護義務者規定の撤廃は、名前を保護者と変えただけで、中身はこれまでと変わらず、精神障害を持つ肉親の保護や監視を家族に義務づけた。その後も地域移行は進まず、精神病院の人権侵害事件があいついで

発生した。そうしたなか、地域で働く精神科ソーシャルワーカー達（もちろん、作業所職員を含む）は、各地で自主的に地域業務連絡会議を形成していった。それは、精神障害者の地域生活を保障する運動の高まりであった。ただ、この運動に、当時、精神科医療機関で働く精神科ソーシャルワーカー達は十分に参加できていたであろうか。彼らの多くに、その経営者の管理の下で地域での運動に参加しづらい状況があった事実は否定できない。

地域で精神障害者が暮らす権利を保障する運動に当事者と共に参加していた者達は、1997年の国家資格化をどこか納得のいかない動きとして捉えていた。その一人である藤井克徳は、「精神医療と対等の関係に位置する福祉というものが必要で、そのためには精神医療の下での福祉ではなく、また精神科医の指導下の福祉でもなく、精神医療を牽制できる福祉として、文字通り独立した領域としての福祉でなければならない」（2004）と、国家資格化の動きが生じてきた時に持った思いを述べている。

当時、行政機関で勤務していた筆者にとっても、この国家資格化は、ソーシャルワーカー・アイデンティティを揺れ動かすものであった。ただ、精神保健相談員（当時）にとって、国家資格は、勤務し続ける上での必須条件であった。また、多くの医療機関で働く精神科ソーシャルワーカー達も、病院敷地内や近接地に建設される社会復帰施設へのみせかけの退院を演出しなければならなかった。多くの精神科ソーシャルワーカー達は、精神保健福祉士資格を取得し、その資格の下で行使する権力と当事者の権利の狭間での揺れ動く思いを強めたのではなかろうか。

障害者自立支援法により生じたものに「退院支援」施設構想がある。この構想は、社会的入院者の受け入れ先として精神病床を転換し、同じ医療機関内に「退院支援施設」を作るといったものである。病棟転用の「退院支援施設」は、自身が入院していた病棟の清掃業務を行う等のように、そこで行われる自立訓練（生活訓練）や就労訓練が、今まで入院していた病院の施設を利用し行われる

こともある。それは、地域での就労を目指すことには到底なりえない。また、居室も個室ではなく4人部屋でよいとなっていた。地域生活において4人で居住することはまずないだろう。そこにあるのは、まさに入院生活の継続であった。さらには、2年以内での地域移行が、時には病状悪化として再入院となることもある。この場合、入院期間の短期化は可能となり、再入院の時点から入院期間の換算がなされる。精神科ソーシャルワーカーが、こうしたパターンリスティックな環境を十分に承知しながら名目的な長期入院の削減に、その専門性を生かすことが求められてきたのである。

社会福祉基礎構造改革が進む下で、遅れる精神障害者の社会参加に民間精神科病院が「医療」から「福祉」へと仮面を替えることを可能にしている政府の動きを見抜き、障害者の権利と生活を護ることができる政策の立案が必要であった。

しかし、国家資格化は、精神科ソーシャルワーカーからその力を奪ってきたのではなかろうか。2009年に「国家資格化10年の歩みとこれからの精神保健福祉士—精神保健福祉士として今を生きる」という座談会が開かれている。その席で、長期にわたって精神保健福祉相談員として活躍し教育の現場に転じた荒田寛氏が「資格のない時代に仕事をしていた頃は、一人ひとりをもっと大切にしよう、退院を具体的に支援しよう、地域で暮らす場をもっとたくさんつくろうということをこつこつやっていました。資格ができたことで、それがどんどん広がって進んでいくと思ったら、逆に形になるものを急がれることが増えたと感じます」と自身の思いを述べている。これは、社会福祉基礎構造改革の下での地域生活保障を進める弊害の強まりとソーシャルワーカー達が、集団としてまとまることが困難になってきた状況のなかで、一人ひとりを大事にできなくなってしまったソーシャルワーカーの思いの吐露ではなかろうか。

国家資格化を進める者達の論の中に、資格化前の精神科ソーシャルワーカーが、とりわけ医療分野においては不安定な身分で勤務していることが

多く国家資格の下で身分が安定するといった夢物語を語るものがあつた。本来、ソーシャルワーカーがその資格において社会的地位を護られ、それ相応の給与が保障されるのは当然のことである。ここで陥ってはならないのは、資格化や研修により高度専門職化を目指すことでソーシャルワーカーの社会的地位が護られるかのような錯覚である。

彼らの存在を必要とする当事者(病者や障害者、貧困者、子ども、高齢者等々)の権利を保障し、当事者の立場に立ち政策側と向き合う専門職であるソーシャルワーカーの社会的地位を確固としたものとする為には、それを目指すことを国民的課題として認識できる運動が不可欠である。

1-1. 養成教育は、新自由主義的価値観の下で育った若者と向き合えているか

今、精神保健福祉士養成教育の現場に登場する学生達は、競争主義が貫徹する新自由主義社会で生きてきた若者達である。ソーシャルワーカーとして働くことを自己選択した彼らは、彼らが対象とする障害者やメンタルヘルス上の課題を持つ者と同様の生きづらさを持つ傷つきを体験した者達である可能性が高い。彼らは、その生きづらさからひきこもるという選択をしなかっただけであり、同じ年齢の他者との間で生じるピアコンプレックスに苦しみながら中・高・大(養成校)の時代を送ってきた。

そのピアコンプレックスから解き放たれずに社会福祉現場に出た若者達のなかには、自己が他者からどう評価されているか気にしながら日々の実践に取り組んでいる者もいる。我々が、行った障害者福祉現場で働く職員のメンタルヘルス調査では、その若手職員の苦しさを明確にみる⁽⁵⁾ことができた。

教条主義と経験主義に裏打ちされたソーシャルワーカー達は、権力という鎧を纏い「真理」の使い手かのように当事者に介入することがある。「技法」の獲得を目指す養成教育のなかで、彼らは、高い専門性を得ることができるだろうか。高い専門性は、自己覚知という技法で、自己の課題を追

究し身につくものではない。

ソーシャルワーカーとしての専門性を得る人生を選んだ初期において彼らに必要なのは、勝ち負けの価値観のなかで生きてきた自分くずしと、ソーシャルワーカーとしての自己と世界づくりに取り組むことである。佐藤洋作(2008)が、垂直的コミュニケーションから水平的コミュニケーションへの組み換えが重要であると指摘し、宮盛邦友(2012)が、「労働運動を軸としつつ、また、新しい社会運動を視野に入れて、人間発達援助実践を組織化した人間発達相互援助運動をつくって、誰にでもできるような人間発達援助実践を網の目のようにはりめぐらせる」ことにより新しい社会的共同が生み出されると述べるように、専門職養成教育では、若いソーシャルワーカー達が自己と社会に向き合う力、つまり社会的共同関係性を獲得する取り組みが不可欠である。社会的共同関係性を築く力は、演習において追究する課題であろう。しかし、1年や2年で可能とはなるものではない。

今次のカリキュラム改正では、「教育カリキュラム全体の見直しを踏まえ、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化を図る」と実践力の高い精神保健福祉士の養成を目指している。

しかし、演習Ⅰでは「精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術」を、演習Ⅱでは「精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術」を実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てていくことができる能力を養成することを目指している。ここにみるように、演習Ⅰ・Ⅱは、まさに相談援助に関わる知識と技術の獲得を目的とする。ここで実践力の高いと表現する状態は、相談援助に関する知識と技術に長けていることをまず問うているのではなからうか。果たして、養成課程において、それほどその力が獲得されるものであろうか。

現場に出た若者達は、自身が獲得した学びでは